市、相馬市、相馬郡新地町				
十六　田村市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町	林業及び水産業の従業者数	平成二十二年産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数に〇・九二九を乗じて得た数と平成二十二年産業分類別就業者数のうちB漁業の数に〇・八六九を乗じて得た数を合算した数とする。	人	
十七　福島県、大船渡市、下閉伊郡岩泉町、同郡田野畑村、九戸郡野田村、同郡洋野町、石巻市、気仙沼市、東松島市、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、本吉郡南三陸町、双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	世帯数	国勢調査令によって調査した平成二十二年十月一日現在における世帯数に、当該団体の平成二十七年九月三十日現在の住民基本台帳に登載された世帯数を当該団体の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳に登載された世帯数で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	世帯	

二　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B \times C - A}{A}$$

算式の符号

［略］

C　福島県の平成29年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

［三～四　省］

二　特定被災地方公共団体のうち、福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る別表第一(3)都道府県の項第二号の適用については、同号中「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）」とあるのは、「投資補正係数＋（事業費補正係数－1）＋経常態容補正係数」とし、当該経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。）とする。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B \times C - A}{A}$$

算式の符号

［同左］

C　福島県の平成28年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

［三～四　同上］